

◇大阪市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

- 1 会計年度任用職員の病気休暇について、給与の減額をしないことにしました。
- 2 会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合を改めることにしました。
- 3 この規程は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(水道局総務部職員課)